

プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援 業務委託仕様書案

この仕様書は、企画提案書作成用である。
企画提案競技後、埼玉県（以下「県」という。）は業務委託先候補者と仕様について協議を行い、協議が整った場合は仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援 業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

3 目的

本業務は、自社の持つ技術等を活かした新製品開発、事業の多角化や業態転換を考えている事業者が、BtoC等に係る商品開発を通して、新たな価値創出へ挑戦することを支援し、販路の多チャネル化を目指すものである。

また支援対象となった企業の取組をモデルケースとして、県内企業に向けて広くPRし、取組の拡大を図る。

このため、本業務では新たな価値の創出に意欲がある企業を募り、企業の持つ技術の棚卸しや商品の企画、開発、販売までを支援する。

4 業務の概要

以下の各項目について、実施すること。

また、県と協議の上、必要に応じ令和7年度SAITAMAデザインイノベーション事業の他の業務との連携を図ること。

（1）本事業の周知

県内の事業者に対する、開発支援件数が10件となるよう以下の項目を実施し参加企業を募ること。

ア セミナーの開催

以下の各項目について県と協議の上、開催すること。

a セミナーの開催内容

なお、セミナーには以下の内容を盛り込むこと

- ・ BtoC商品を開発して販売するまでに参加企業が取り組むべきこと
- ・ 過去の本事業の事例の紹介

b 実施方法

対面を原則とし、オンラインでのライブ配信によるハイブリッド開催とすること。

またセミナーの内容については、後日アーカイブにて配信するなど、本事業を広く周知するための施策を適宜検討すること。

c 開催回数

セミナー1回以上とする。

d 開催規模（30人程度）

- e 募集期間
- f 周知先及びその見込数（県内金融機関、商工団体等）
県や関係機関等が開催するセミナー内での事業周知に協力すること。
- イ 自社独自のネットワークや広告媒体（ホームページ、SNS等）を活用した周知
- （２）開発支援企業選定に関する提案等
事業多角化や業態転換のモデルケースとなる開発支援企業を選定するため、応募企業とデザイナーのマッチングのために必要な情報の収集、整理、提案等を行うこと。
- （３）BtoC商品の開発支援（１０件）
BtoC商品を開発するため、以下の項目ア～クについて実施すること。
 - ア プロダクトデザイナーとのマッチング（一人のプロダクトデザイナーが担当する開発支援件数は、原則として最大２件とする。）
 - イ 企業技術の洗い出し
 - ウ 商品のプロダクトデザイン企画
 - エ 試作品の製作支援
 - オ 試作品中間報告会の開催（１２月中下旬）
 - カ 試作品の展示会出展支援
（試作品中間報告会の内容をブラッシュアップしたものを展示する。出展イベントについては県と委託業者で協議の上決定する。出展小間代は原則県の負担とするが出展する展示会により別途委託業者と協議する。出展に付随する装飾費等については、委託事業者もしくは本事業参加企業又はその両者が負担するものとする。）
 - キ 試作品最終報告会の開催（３月上旬）
 - ク 開発商品を掲載するクラウドファンディングサイト等 EC サイト用ページの作成支援
- （４）その他支援事項
委託期間終了後、EC サイトでの販売等のフォローアップについて可能な限り実施すること。

5 成果品

成果品	提出期限
業務委託報告書 ＊開発支援企業のクラウドファンディングサイト等の EC サイト掲載用のウェブページ（大枠）を添付	令和８年３月１３日（金）

6 留意事項

- （１）本業務の進捗状況等の確認を行うための会議として、月１回程度（概ね５月～２月）の定例会議を開催することとする。また、業務の進捗状況については、適宜県に報告すること。
- （２）本委託業務の遂行により知り得た個人及び法人等の情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

- (3) 本委託業務の遂行により知り得た情報等は、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- (5) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (6) 本委託業務のすべてを第三者に委託してはならない。
- (7) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上定めることとする。